

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

エ経料発 7 第 6 号
令和 7 年 12 月 5 日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長 山 岸 桃 子

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	実施期日：令和 8 年 4 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容および実施期間

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和 7 年 9 月 30 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、本供給条件実施の日から令和 8 年 4 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

附 則

本供給条件実施にともない、特定小売供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）（令和８年１月１日実施）は廃止いたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り,かつ, 129,200円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は, 129,200円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, b の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年11月1日から令和8年1月31日までの期間	令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は, 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, a に準ずるものといたします。この場合, a にいう検針日は, そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ 本則2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	5 円83銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	11 円65銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	23 円30銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	34 円96銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	58 円26銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	58 円26銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	17 円40銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	34 円80銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	34 円80銭

(b) 臨 時 電 灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0 円47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0 円94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0 円94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	9 円39銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	9 円39銭

(c) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	9 円 87 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	4 円 94 銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2 円 47 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	4 円 93 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	9 円 87 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	14 円 80 銭
契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	4 円 93 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 50 銭
-------------	----------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2) によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2) によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または供給約款附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最

低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11 銭 4 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	30 銭 0 厘	60 銭 1 厘	1 円 20 銭 1 厘	1 円 80 銭 2 厘	60 銭 1 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 につき	18 銭 3 厘
---------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいた

します。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第2号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和7年11月21日の閣議決定「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和8年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 8 年 4 月分
		(a)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和 8 年 4 月分 (※2)
			(b)	(a)*(b)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	3. 884	5 円 83 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	7. 768	11 円 65 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	15. 536	23 円 30 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	23. 304	34 円 96 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	38. 840	58 円 26 銭
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	38. 840	58 円 26 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	11. 601	17 円 40 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23. 202	34 円 80 銭
		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペア までごとに	23. 202	34 円 80 銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和 8 年 4 月分 (※2)
		(b)	(a)*(b)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	0 円 47 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	0 円 94 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.626	0 円 94 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	9 円 39 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	6.260	9 円 39 銭
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	9 円 87 銭
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 4 円 94 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	2 円 47 銭
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	4 円 93 銭
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	9 円 87 銭
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	14 円 80 銭
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	4 円 93 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。